

社会福祉法人きらら福社会役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人きらら福社会（以下「本会」という。）の定款22条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 理事長については、その勤務形態に応じ、職務遂行の対価として報酬を支給することができる。理事長に対する報酬の額は、別表第1で定める額とし、毎月末（その日が休日に当たるときは、本会給与規程第5条に準じた日）に支給する。

- 2 理事長以外の役員等に対する報酬等は、別表第2に定める額とし、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人からの申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振りこむことができるものとする。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人の申出があったときは、当該費用を控除して支給する。

(本会職員給与との併給)

第4条 本会の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、この規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(費用弁償の支給)

第5条 本会は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって

支払うことができるものとする。

2 役員等がその職務のために出張したときは、本会処務規程の旅費に関する規定に基づき、旅費を支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年7月6日から施行する。

別表第1 理事長の報酬

区 分	月 額
理事長の報酬	300,000円以内

別表第2 非常勤の役員等の報酬

(1) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	2,000円

(2) 理 事

区 分	日 額
理事会への出席	2,000円

(3) 監 事

区 分	日 額
理事会、評議員会 監事監査等への出席	2,000円